

賃金・賞与・退職金の基本

「賃金」は「労働時間」とならび重要な労働条件のひとつであり、対応を誤ると従業員とトラブルに発展しやすい事項です。ここでは、賃金管理の基本と管理上の留意点について解説します。

-CONTENTS-

1. 賃金支払いの5原則	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金とは何か ・口座振り込みを可能とする法理 ・代理の人に賃金（現金）を渡してもよいか ・欠勤したまま消息不明の社員への支払いはどうするか ・賃金締切日（支払日）の変更について ・端数処理の方法 ・労基署から指摘される事項の例 ・手当の誤支給清算について
2. 欠勤遅刻早退時の賃金カット	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金カットは法律用語ではない ・月給者の欠勤で賃金をカットしていいか ・遅刻は何分からカットし始めるか ・控除の計算方法
3. 割増賃金の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・割増賃金の種類と支払いの原則（時間外・休日・深夜労働） ・時間外、深夜、休日とはいつを指すのか ・割増賃金単価の求め方 ・管理監督者に対する割増賃金 ・遅刻した者への残業手当 ・1分から計算するのか
4. 平均賃金、休業手当、年次有給休暇の賃金	<ul style="list-style-type: none"> ・今日の時間外労働を明日の早退で相殺できるか ・定額残業制について
5. 減給の制裁	<ul style="list-style-type: none"> ・減給処分に限界はあるか ・減給処分の留意点 ・賠償予定の禁止とは何か ・期待を下回った人の賃金を下げてよいか
6. 賞与、退職金の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・そもそも支給の根拠は何か ・退職金の支給対象（区分）はどのように定めるか ・賞与を支給しなくてよいか ・退職金は支給しなければならないか ・退職金制度を廃止していいか ・賞与を現物支給してよいか ・支給日直前の退職者に賞与を支給するかどうか ・年休取得者の賞与を減額してもよいか ・退職金支給後に不正が判明したときの対応

開催日時	令和2年12月3日(木)
	13時30分～16時30分
会場	経協会館3階ホール（新潟県経営者協会） 新潟市中央区川岸町1-47-3

講師 社会保険労務士法人ふじた事務所 代表社員 藤田 英樹 氏

昭和63年法政大学卒業。同年、社会保険労務士試験合格、山口社会保険労務士事務所入所。平成8年同所、所長に就任。平成18年特定社会保険労務士試験合格。平成23年社会保険労務士法人ふじた事務所代表就任。新潟地方裁判所民事調停委員なども務める。



受 講 料	一般 16,500円 (1名・消費税込) 会員会社 11,000円 (1名・消費税込)	定 員	40名
申 込 方 法	下記申込書にてFAX(025-267-2310)または ホームページ(http://www.niigata-keikyo.jp)よりお申し込みください。 ※受講票は発行いたしません。定員に達し、受講できない場合はご連絡いたします。		
申 込 締 切 日	令和2年11月26日(木) ※受講料は11月26日までに納入願います。 ※お申し込み後のキャンセルにつきましては、当日の取り消し(欠席を含む)のみキャンセル料として受講料の全額を申し受けます。その場合、資料等を後日送付いたします。		
振 込 先	口座名:「一般社団法人 新潟県経営者協会(シャ.ケンケイイシヤキョウカイ)」 第四銀行・白山支店 普通預金No.0173179 北越銀行・古町支店 普通預金No.583391 大光銀行・新潟支店 普通預金No.314069 ※振込手数料は貴社にてご負担をお願いいたします。 ※領収書は発行いたしませんので、必要の場合はご連絡ください。		
備 考	・駐車場がございませんので、お車でのお越しはご遠慮ください。		
お 問 合 せ	(一社)新潟県経営者協会 事務局 TEL(025)267-2311		

(一社)新潟県経営者協会 行 FAX (025)267-2310

人事労務講座申込書 (12/3)

会 社 名		
所 在 地	(〒)	
ご 担 当 者	お名前	所属・役職
連 絡 先	TEL:	FAX:

参加者氏名(フリガナ)		所属・役職
1	()	
2	()	
3	()	
4	()	
5	()	

受講料のご送金方法(下の□に☑チェックしてください)

銀行振込 その他 請求書 要 不要

ご記入いただいた個人情報につきましては今後のセミナー内容および講演会・IR活動の向上を目的としており、主催者が取り扱う商品・サービスのご案内の目的のみに使用いたします。なお、第三者に提供することはございません。